

規 則

埼玉県議学会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

埼玉県議会議長 白 土 幸 仁

埼玉県議学会規則第二号

埼玉県議学会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議学会会議規則（昭和五十八年埼玉県議学会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十二条の二」に、「第五十二条の二―第五十二条の八」を「第五十二条の三―第五十二条の九」に改める。

第三十二条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第四十三条第四項中「欠席したとき」の下に「（第五十二条の二の規定により質問するときを除く。）」を、「発言をしないとき」の下に「若しくは議場に現在しないとき（同条の規定により質問するときを除く。）」を加える。

第五十二条の八を第五十二条の九とし、第五十二条の二から第五十二条の七までを一条ずつ繰り下げ、第八章中第五十二条の次に次の一条を加える。

（質問の特例）

第五十二条の二 欠席した議員又は議場に現在しない議員について次に掲げる場合に該当すると議長が認めるときは、当該議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、質問することができる。

一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の議員個人の責に帰することができる事由により出席が困難である場合

二 育児、介護その他のやむを得ない事由により出席が困難である場合

第七十条を削る。

第八十条に次の一項を加える。

2 前項第三号に掲げる事項を会議録に記載するに当たつては、第五十二条の二の規定により質問した欠席議員とそれ以外の欠席議員とを区別しなければならない。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。